

令和6年11月29日

第18回総会議事録

長岡市農業委員会

第 18 回総会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 11 月 29 日（金曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 アオーレ長岡東棟 4 階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第 44 号 農地法第 3 条の許可申請について
議案第 45 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
議案第 46 号 農地法第 4 条の許可申請について
議案第 47 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案第 48 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 49 号 農用地利用集積等促進計画案について
 - 日程第 3 報告第 9 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (23 名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (1 名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
事務局長 山田 正徒、事務局次長 小川 一博、農地係長 広沢 敏功、
振興農政係長 中村 久夫、主査 吉川 あさ子、主任 山際 賢也、
主事 田中 菜々子

開 会（午後 2 時 00 分）

山田事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。
長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、諸橋会長から議長を
務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 (あいさつ)
これより第 18 回総会を開催いたします。
総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数の報告を求めま
す。

山田事務局長 欠席届が議席番号 15 番、西巻郁夫委員から提出されております。出席
委員は 24 名中 23 名であり、長岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定によ
る定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告申
上げます。

- 日程第 1 議事録署名委員の選任について
議長 日程第 1、議事録署名委員の選任については、議長において、議席番号13番、本田栄一委員、14番、駒野亜由美委員を指名いたします。
- 日程第 2 議案第44号 農地法第 3 条の許可申請について
議長 日程第 2、議案第44号 農地法第 3 条の許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
広沢係長 ご説明申し上げます。
議案書の 3 から 7 ページをご覧ください。
今月の 3 条許可申請は21件でございます。
1 から10番は売買による所有権移転、11から18番は贈与による所有権移転、19、20番は交換による所有権移転、21番は地役権の設定であります。
担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということです。
農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 議長 それでは、これより審議に入ります。
ただいまの説明に質問、意見はありませんか。
- (質疑応答)
- 議長 それでは、ほかに質問、意見はありませんか。
(「ありません」と呼ぶ者あり)
- 議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。
議案第44号 農地法第 3 条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしの声が聞こえます。
異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

- 議案第45号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
- 議長 議案第45号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議題といたします。
- 事務局の説明を求めます。
- 広沢係長 ご説明申し上げます。
- 議案書の9ページをご覧ください。
- 今月の事業計画変更承認申請は、長岡地域3件でございます。
- 1番から3番は同一の計画によるものですので、一括して説明させていただきます。
- 1から3番、片田町、十日町の田について、1番は砂利採取場からの運搬道路並びに施設用地、2番は砂利採取場のための運搬道路、3番は排水路として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび令和7年10月17日まで期間を延長するものであります。また、1番につきましては、砂利採取完了に伴う面積変更をするものであります。
- 以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業計画の変更については妥当なものと判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 それでは、これより審議に入ります。
- ただいまの説明に質問、意見はありませんか。
- (「ありません」と呼ぶ者あり)
- 議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。
- 議案第45号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを承認することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしの声が聞こえます。
- 異議なしと認め、承認することに決定いたします。
- 議案第46号 農地法第4条の許可申請について
- 議長 議案第46号 農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。
- 事務局の説明を求めます。
- 広沢係長 ご説明申し上げます。
- 議案書の11ページをご覧ください。
- 今月の4条許可申請は、越路地域1件、長岡地域1件、栃尾地域1件、

中之島地域1件の計4件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、支所において11月19日までに現地確認を実施しております。

1番、飯島の田について、庭及び通路敷地として利用するものです。議案資料15ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

2番、成沢町の畑について、農作業所及び屋外農作業場敷地として利用するものです。議案資料16ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

3番、谷内2丁目の畑について、貸し飲食店敷地として利用するものです。議案資料17ページに経過説明を掲載しております。申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

4番、思川新田の畑について、農家用倉庫兼農作業場敷地として利用するものです。議案資料18ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用目的が農業用施設の建築であるため、例外的に許可できるものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なもの判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第46号 農地法第4条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第47号

農地法第5条の許可申請について

議長

議案第47号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

議案書の13ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、三島地域1件、小国地域1件の計2件でございます。

1番、瓜生の畑について、農業用車庫建築敷地として利用するため売買による所有権移転をするものです。議案資料19ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用目的が農業用施設の建築であるため、例外的に許可できるものであります。

2番、小国町横沢の田について、農業用倉庫兼事務所建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和6年12月1日から令和7年5月末日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用目的が農業用施設の建築であるため、例外的に許可できるものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第47号 農地法第5条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第48号 農用地利用集積計画の決定について

議長

議案第48号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

本議案の農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の5番は安達隆幸委員の関係する案件であり、議事参与できませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りいたします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議がないようですので、このまま審議に入ります。

事務局の説明を求めます。

中村係長

ご説明申し上げます。

議案書の16ページの内訳表をご覧ください。

最初に、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権の移転で、このたびは9件の申出がありました。いずれも譲渡人からの農地売却依頼に基づき、それぞれの地区担当委員の方から、地域の認定農業者に声をかけていただき、成立した売買です。

次に、利用権の設定・移転で35件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が33件、使用貸借権設定が2件となっています。

次に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定(公社借入)分について、このたびは1件の申出がありました。内容については、新規となります。権利関係は、賃借権設定が1件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定(公社貸付)分については、今ほどの公社借受分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは1件の申出がありました。内容については、新規となります。権利関係は、賃借権設定が1件となっています。

なお、詳細内容については、議案書の18ページから30ページにて確認をお願いします。

以上、計46件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法等の関

係法令の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 それでは、これより審議に入ります。
 ただいまの説明に質問、意見はありませんか。
 （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。
 議案第48号 農用地利用集積計画の決定についてを原案のとおり決定
 することにご異議ありませんか。
 （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。
 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第49号 農用地利用集積等促進計画案について

議長 議案第49号 農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたしま
 す。

 事務局の説明を求めます。

中村係長 ご説明申し上げます。

 議案書の34ページから39ページをご覧ください。

 新潟県農林公社から受け手農家へ貸し付けていた農用地利用集積計画
 のうち、一部新たな受け手への変更があったため、賃借権及び使用貸借
 権の移転をするものです。

 このたびは33件の申出があり、内容については、賃貸借権の移転が
 31件、使用貸借権の移転が2件となっています。

 これらの案件につきましては、当初設定時にそれぞれ審議、決定をし
 ていただいたものです。

 これら農用地利用集積等促進計画案は、新潟県農林公社で農用地利用
 集積等促進計画として決定をし、新潟県の認可と県公告手続後、新たな
 受け手に貸し付けることとなります。

 当該案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定されている
 県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といた
 しましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 それでは、これより審議に入ります。
 ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第49号 農用地利用集積等促進計画案についてご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3

報告第9号 農地法の届出通知等について

議長

日程第3、報告第9号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

広沢係長

農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4条の届出について6件を41、42ページに、5条の届出について17件を43から47ページに、農地法の適用を受けない事実確認3件を48ページに、18条合意解約について7件を49から51ページに、利用権の解約について38件を52から57ページに、中間管理権の解約について14件を58から60ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

以上であります。

議長

報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって第18回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後2時33分)

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議 長 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和6年11月29日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	出	佐藤 佑美	13	出	本田 栄一																		
2	出	土田 米藏	14	出	駒野 亜由美																		
3	出	韭澤 哲也	15	欠	西巻 郁夫																		
4	出	櫻井 正広	16	出	千野 俊輔																		
5	出	若井 泰志	17	出	馬場 義昭																		
6	出	諸橋 昇一	18	出	安達 隆幸																		
7	出	馬場 陽子	19	出	坂詰 隆																		
8	出	青柳 久雄	20	出	多田 好一																		
9	出	長谷川 惣市	21	出	鳥羽 若一																		
10	出	岩本 一男	22	出	伊丹 なつい																		
11	出	田中 豊	23	出	佐藤 辰也																		
12	出	渡邊 義浩	24	出	中野 明美																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">出席委員</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">人</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">23</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">人</td> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">議事録署名委員</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">欠席委員</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="vertical-align: top;">本田 栄一</td> <td style="vertical-align: top;">委員</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">24</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="vertical-align: top;">駒野 亜由美</td> <td style="vertical-align: top;">委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	23	人	議事録署名委員		欠席委員	人	1	人	本田 栄一	委員	計		24	人	駒野 亜由美	委員
出席委員	人	23	人	議事録署名委員																			
欠席委員	人	1	人	本田 栄一	委員																		
計		24	人	駒野 亜由美	委員																		